

株 主 各 位

第13期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

- **事業報告**
新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要
- **連結計算書類**
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記
- **計算書類**
株主資本等変動計算書
重要な会計方針及びその他の注記

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

ラクオリア創薬株式会社

第13期定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第9回新株予約権	第12回新株予約権	
発行決議日	2014年3月14日	2016年3月11日	
新株予約権の数	27,000個	14,500個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 27,000株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 14,500株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 596円 (1株当たり 596円)	新株予約権1個当たり 376円 (1株当たり 376円)	
権利行使期間	2016年3月15日から 2024年3月14日まで	2018年3月26日から 2026年3月25日まで	
行使の条件	(注) 1	(注) 1	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 6,000個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 2名(注)2	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 2名(注)2
	社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
	取締役 (監査等委員)	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- 1) 1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - 2) 新株予約権者が当社の役員又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - 3) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができない。
 - 4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 取締役が付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス委員会の設置及び「コンプライアンス規程」を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役及び使用人の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- ② 代表取締役の直轄部門として監査室を置き、同室が内部監査を行うこととする。監査室は、業務監査においてコンプライアンスの状況の監査を重要監査項目と位置付け、監査結果については、代表取締役、監査等委員会、また必要に応じて取締役会に報告するものとする。
- ③ コンプライアンス上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度等の社内報告体制を整備する。
- ④ コンプライアンスを尊重する意識を醸成するため、必要に応じて規則・ガイドラインの作成や取締役及び使用人に対してコンプライアンスに関する研修を行う。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体と緊密に連携し、全社を挙げて反社会的勢力排除のための社内体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ② 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合には代表取締役から全部門に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ③ 前二項の定めにと拘わらず、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、経営戦略委員会規程等の社内規程に基づき事前に経営戦略委員会において議論を行い、その審議を経て決定を行う。その上で、法令・定款あるいは取締役会規則等の社内規程に基づき取締役会における決議が必要な事項については、取締役会に上程し、審議・決定を行う。

(5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の子会社管理規程に基づき、当社の経営戦略委員会は子会社に適時報告もしくは必要書類の提出を指示するものとする。経営戦略委員会は、これを整理し必要に応じ当社の取締役会に報告、又は決議を求める。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、危機管理及びリスク管理に関する社内規程等を整備し、グループ全体のリスクを管理する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役を子会社の取締役として配置し、子会社の監視・監督を行う他、子会社管理規程に基づき、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、職務執行に係る重要な事項の報告及び承認を義務付ける等、指導、監督を行うことにより、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社に対する監査は当社の監査室が行い、当社の監査方針に基づき定期的、又は臨時に実施するものとする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「監査等委員会補助者」という。）に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規定を監査等委員会規則内に定め、代表取締役は監査等委員会が当該使用人を置く必要があると認めるときは、監査等委員会と協議し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することとする。
- ② 監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制について、コンプライアンス規程、取締役会規則並びに監査等委員会規則内に定めることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。前記に拘わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 内部通報体制を整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
- ③ 当社は、監査等委員会に報告を行った者に対して、不利益な処遇は一切行わない。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するように努める。
- ② 監査等委員会を定期的で開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また取締役会にて監査活動結果報告を適宜行う。
- ③ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する。
- ④ 監査等委員会は、監査室と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑤ 監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）は、当社が負担する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力排除は、経営上重要であるとの認識の下、反社会的勢力との取引や支援を含む一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては屈せず、経営活動に対する妨害や誹謗中傷等の被害を受けた場合は、警察等関連機関と連携し、毅然とした対応を行う。また、反社会的勢力との取引等を予防ないし牽制すべく、社内体制を整備し、組織的な対応を行うことにより、これら勢力と一切の関係を断絶する。

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの基本方針に関する取締役会決議に基づき、次の取り組みを行いました。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査等委員は、取締役会、経営戦略委員会その他社内の重要な会議に出席し、開催手続き及び付議議案の内容を監査し、その監査結果を毎月開催される定例の監査等委員会で報告し、情報を共有しました。
- ② 高度な知見を要する事案については、社外の弁護士、公認会計士、コンサルタントに意見を求め、適法性・妥当性判断を行いました。
- ③ コンプライアンス委員会を年2回開催し、コンプライアンスに係る課題の洗い出しを行いました。また、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図りました。
- ④ 内部通報制度の対象に子会社も含めました。
- ⑤ 内部統制報告制度に対応するため、監査室がJ-SOX監査計画を策定し、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス、業務プロセス、IT統制に関する監査を実施し、内部統制の有効性の評価を実施しました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る議事録、契約書、稟議書が適正に保存及び管理されていることを期中監査の中で確認しました。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理委員会を年2回開催し、リスクの未然防止に努めるとともにリスク項目一覧に基づきリスクの評価及び対応策の検討を行いました。
- ② 安全衛生委員会を毎月開催し、研究施設等職場の安全管理と従業員の健康維持に必要な対策を検討し実施しました。
- ③ 情報セキュリティに関する社内研修を子会社も含め実施しました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を14回（定時取締役会12回、臨時取締役会2回）開催しました。取締役と監査等委員の取締役会への出席率は、100%でした。
- ② 経営戦略委員会を毎週開催し、審議結果を全取締役及び全監査等委員に報告しました。
- ③ 取締役の職務執行の効率化を図るための組織変更や規程変更等が行われる都度、職務分掌規程、職務権限規程等の関連規程が適正に改定されていることを確認し、職務権限規程等に即して稟議決裁が行われていることを確認しました。

(5) **当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社の取締役が子会社の取締役として就任し、子会社の監視・監督を行いました。また、当社の子会社管理規程に基づき、定期的子会社と連絡会議を開催し、子会社から当社へ経営状況、財務状況その他重要事項について報告を行い、業務の適正な運用について確認するとともに、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図りました。

(6) **監査等委員会補助者に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制**

監査等委員会補助者は設置していませんが、監査等委員会が要望すれば設置しうる体制は確保されています。

(7) **取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制**

監査等委員は、毎週開催される経営戦略委員会にオブザーバーとして随時出席し、常に取締役及び執行役員に質問し情報の提供を求めることができる体制にあります。

(8) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員会監査計画及び監査室監査計画に基づいて子会社を含めた全ての部署を対象に部門監査を実施しています。監査の効率性を高めるために、監査室が行う監査に監査等委員が原則同席し、両者が独自の質問を行い、両者が情報を共有する運用を行っています。監査結果は監査室がまとめ、代表取締役、経営戦略委員会、取締役会、監査等委員会に報告しています。監査等委員会は、主に取締役及び執行役員に対して事の重要性に応じて注意喚起すべきことがらについて意見表明しています。
- ② 監査等委員会が監査等委員会監査を実効的に行えるよう、監査等委員会は、経営戦略委員会に出席した場合、必要に応じて議論のポイントを監査等委員会の視点でまとめ、経営戦略委員会事務局が行う報告とは別に、毎月の監査等委員会にてその他の参考情報を補足して報告しています。また、取締役会開催時には、事前に監査等委員会を開催し、議案の概要と論点を説明し、全監査等委員が取締役会の議論に深く関わることができるよう情報と課題認識の共有化を図っています。

(9) **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制**

反社会的勢力対応要領を定め、新規顧客の取引開始時には、外部の調査機関の活用・記事検索等による信用調査を実施した上で取引を開始しています。また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等に積極的に参加し、意識の徹底とともに情報収集に努めています。さらに、不当要求防止責任者として人事・総務統括部門長を選任し、愛知県公安委員会並びに所轄警察署との連携を強化するとともに、公益財団法人暴力追放愛知県民会議に加盟しています。

連結株主資本等変動計算書 (第13期 2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,254,943	2,444,726	△99,172	△21	4,600,476
当連結会計年度変動額					
新株の発行	458	458			916
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△606,985		△606,985
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)					—
当連結会計年度変動額合計	458	458	△606,985	—	△606,068
当連結会計年度末残高	2,255,401	2,445,184	△706,157	△21	3,994,407

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	7,906	7,906	12,265	4,620,647
当連結会計年度変動額				
新株の発行		—		916
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		—		△606,985
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	△3,096	△3,096	△352	△3,449
当連結会計年度変動額合計	△3,096	△3,096	△352	△609,518
当連結会計年度末残高	4,809	4,809	11,912	4,011,129

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は、以下のとおりであります。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 テムリック株式会社、ラクオリア イノベーションズ株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

ロ. たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年
工具、器具及び備品 4年～6年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

定額法によっております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

(1) 連結納税制度の適用

当社及び連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 2015年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 2015年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

当社グループでは、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、連結計算書類等の作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症拡大による当社グループへの影響は現時点では限定的であり、当連結会計年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	20,950,142株	1,500株	－株	20,951,642株

(注)発行済株式の総数の増加1,500株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2)自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	50株	－株	－株	50株

(3)剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4)当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第9回 新株予約権	第12回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	27,000株	14,500株
新株予約権の残高	8,505千円	3,407千円

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資について流動性が高く元本確保型の金融資産で運用しております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に其他有価証券であり、市場価格及び為替の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建資産及び負債については、為替の変動リスクに晒されております。

③金融商品及び市場リスク（為替）に係るリスク管理体制

当社グループは、営業債権について販売管理規程に従い営業債権管理を行っております。一時的な余資で運用する其他有価証券は、資金管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としており信用リスクは僅少であります。当社グループは、外貨建資産及び負債に係る為替変動リスクに対して、必要に応じ先物為替予約取引等を利用するとともに、資産残高に対する外貨建資産の保有割合により管理しております。

なお、毎月の金融商品の取引実績、保有状況及び外貨建資産の保有割合は、月次で取締役会に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価(*1)	差額
① 現金及び預金	1,394,128千円	1,394,128千円	－千円
② 売掛金	530,818	530,818	－
③ 有価証券	719,418	719,418	－
④ 投資有価証券	1,037,601	1,037,601	－
⑤ 買掛金	(41,830)	(41,830)	－
⑥ リース債務(*2)	(45,519)	(44,761)	△757
⑦ 未払金	(52,666)	(52,666)	－
⑧ 未払法人税等	(20,882)	(20,882)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) リース債務は流動負債に含まれるリース債務及び固定負債に含まれるリース債務を合算した金額であります。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、及び②売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券、及び④投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格及び取引金融機関から提示された価格等によっております。

⑤買掛金、⑦未払金、及び⑧未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 190円88銭
(2) 1株当たり当期純損失(△) △28円97銭

7. 重要な後発事象に関する注記

子会社の解散及び清算

2021年1月22日の取締役会において、当社の連結子会社であるラクオリア イノベーションズ株式会社を解散することを決議いたしました。

1. 解散の理由

設立以来、アカデミア研究者発の医薬品候補化合物のユニバース（集合体）構築や、バイオベンチャーの事業価値最大化に向けた最適なソリューションを提供し協業に尽力してまいりました。その結果、当社の創薬プラットフォームを活用した技術開発支援や知財戦略の策定支援、Exit（出口）戦略の提案については一定の成果が見られました。しかしながら、昨今の経営環境から判断して事業継続は困難と判断し、この度解散することを決議いたしました。

2. 解散する子会社の概要

社名	ラクオリア イノベーションズ株式会社
所在地	東京都中央区京橋1丁目3-2
事業の内容	医薬品の研究開発支援事業
資本金	500万円
出資比率	100%

3. 解散及び清算の日程

- (1) 2021年1月22日 当社取締役会による解散決議
- (2) 2021年1月22日 ラクオリア イノベーションズ株式会社臨時株主総会による解散決議
- (3) 2021年1月22日 解散日
- (4) 2021年3月末（予定） 清算終了

4. 当該子会社の状況（2020年12月31日現在）

資産総額	76百万円
負債総額	102百万円

5. 当該解散及び清算による損益への影響

当社は、現在債務超過の状態にある当該子会社に対する貸付金については現状回収困難であるため、解散に伴い債務超過額まで債権を放棄することといたしました。

なお、本債権放棄は連結子会社に対する債権放棄であるため、連結業績への影響はありません。また、当該子会社の解散、清算に伴う連結業績に与える影響は軽微であります。

株主資本等変動計算書

(第13期 2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,254,943	2,444,726	79,453	△21	4,779,101
当期変動額					
新株の発行	458	458			916
当期純損失 (△)			△654,944		△654,944
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	458	458	△654,944	—	△654,028
当期末残高	2,255,401	2,445,184	△575,491	△21	4,125,073

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,906	7,906	12,265	4,799,272
当期変動額				
新株の発行		—		916
当期純損失 (△)		—		△654,944
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△3,096	△3,096	△352	△3,449
当期変動額合計	△3,096	△3,096	△352	△657,477
当期末残高	4,809	4,809	11,912	4,141,795

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

③ たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

但し、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～6年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

(1) 連結納税制度の適用

連結計算書類「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記 2. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて

連結計算書類「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記 2. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権

金銭債権 1,721千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引 621千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普 通 株 式	50株	－株	－株	50株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因は、税務上の繰越欠損金等でありますが、その全額について評価性引当額を計上しております。

繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金及び資産除去債務に係る減価償却超過額によるものであります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種 類	会 社 等 の 称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取 引 容 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	ラクシア イノベーションズ株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 利息の受取 (注)1	100,000 501	関係会社 貸付金	100,000 (注) 2

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注) 2. 子会社への貸付金に対し、28,000千円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において20,725千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 197円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △31円26銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

子会社の解散及び清算

連結計算書類「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記 7. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。